

奈良県訓令第三号

各部 課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定める。

平成三十年九月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

共管事務

文書、人事、財政等官房に係る事項であつて重要なものその他の県政の運営上重要な事項に関する事。

副知事 村井浩の担任意務

- 一 総務部に関する事。
 - 二 地域振興部に関する事（南部東部振興監の所掌に関する事に限る。）。
 - 三 暮らし創造部に関する事。
 - 四 産業・雇用振興部に関する事。
 - 五 農林部に関する事。
 - 六 県土マネジメント部に関する事。
 - 七 会計局に関する事。
 - 八 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）との連絡調整に関する事。
- 副知事 村田崇の担任意務
- 一 地域振興部に関する事（南部東部振興監の所掌に関する事を除く。）。
 - 二 福祉医療部に関する事。
 - 三 水道局に関する事。
 - 四 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会に限る。）との連絡調整に関する事。